桜川市公告

条件付き一般競争入札公告（電子入札）

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の6の規定に基づき、一般競争入札について次のとおり公告する。

令和８年１１月２６日

桜川市長　　大　塚　秀　喜

１　入札対象工事

工　　事　　名	令和8年度 国補防安交第2号市単第5号合併　道路改良工事
工　事　場　所	桜川市長方地内
工　　期	契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで
工　事　概　要	・掘削工V=840m3、側溝工L=213m、下層路盤工A=988m2、上層路盤工A=988m2、表層工A=926m2
予　定　価　格	金３３，９５０，０００円（消費税抜き）
最低制限価格	設定する
工事発注担当部局	〒309-1293　茨城県桜川市羽田1023番地 桜川市役所 建設部　建設課　建設グループ 電話　0296-58-5111（内線：1182）
そ　　の　　他	本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である

２　競争参加資格

この工事の入札参加資格は、申請書等の提出期限日現在において次の要件をすべて備えている者とする。

入札参加形態	単体
工　事　種　別	土木一式工事
等　級　格　付	令和7･8年度桜川市建設工事業者競争入札参加資格者名簿に登載された桜川市の建設工事格付等級が土木一式工事においてランクAの者。
建設業許可	特定または一般
事業所所在地要件	公告日において、桜川市内に建設業法（昭和24年法律第100号）に基づき設置された本店、支店または営業所を有する者
配置技術者	当該工事において、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条の規定による主任技術者または監理技術者を適正に配置できること
施　工　実　績	特になし
そ　　の　　他	①令第167条の4第1項の規定に該当していない者及び同条第2項の規定に基づく桜川市の入札参加の制限を受けていない者であること ②桜川市建設工事等入札参加資格審査基準要項（平成17年桜川市訓令第31号）に基づき、一般競争入札参加資格の認定を受けている者であること ③会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがな

	されている者でないこと（更生計画の認可決定後又は再生計画の認可決定が確定した後に桜川市長が一般競争入札参加資格の再認定をした者を除く） ④桜川市建設工事等請負業者指名停止等措置要領(平成17年桜川市訓令第36号)及び桜川市物品調達等登録業者指名停止等措置要領(令和4年桜川市訓令第14号）に基づく指名停止措置を受けている期間中でないこと ⑤対象工事に係る設計業務等の受託者又は受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと ⑥桜川市の発注する条件付き一般競争入札の手持ち工事件数(随意契約を除く。)が5件以内であること ⑦本工事は分割発注に係る入札であり、本案件の落札者は同日に実施される「令和8年度 国補防安交第3号市単第6号合併　道路改良工事」の入札に参加できない。

３　入札の日程等

手続等	日時	場所等
電子入札システムによる入札参加資格確認申請	令和8年11月27日（金）から 令和8年12月3日（木）まで （土・日、祝日を除く） 午前9時から午後5時まで （正午から午後1時を除く）	① 一般競争入札参加資格確認申請書 ② 一般競争入札参加申請資料 ③ 監理・主任技術者の配置予定調書 配置予定技術者を特定できない場合には、複数の技術者（3名まで）を配置予定の技術者として入札参加資格確認申請を行うことができる。 ④ 監理・主任技術者資格者証の写し、及び3か月以上の雇用が確認できる書類の写し ⑤ 施工実績表 以上の書類を電子ファイルで添付のうえ、電子入札システムにより申請を行うこと
	⑴競争入札参加資格の確認結果は、メールにより通知するものとする。 ⑵入札参加資格がないと認められた者は、その理由について軽易な内容確認を除き、書面により市長に対し説明を求めることができる。 ⑶受付期間内に申請書類を提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、この公告による入札に参加することができない。 ⑷その他 ①　申請書類等は、桜川市ホームページよりダウンロードできるものとする。 ②　申請書類等の作成費用は、入札参加希望者の負担とする。 ③　提出された申請書等は、返却しないものとする。	
設計図書の閲覧及び貸与	令和8年11月27日（金）から 令和8年12月3日（木）まで （土・日、祝日を除く） 午前9時から午後5時まで	入札情報サービス（PPI）からダウンロードできるものとする。 （http://ppi.cals-ibaraki.lg.jp/ppi.html） そのほか桜川市役所総務部財政課（大和庁舎）において設計図書の貸出しを行う。貸与期間は1日とする。
質問の受付	令和8年12月3日（木） 正午まで	軽易な内容確認を除き、質問書を総務部財政課に持参またはメールする。
質問への回答	令和8年12月4日（金） 午後5時まで	回答は、総務部財政課からファックスまたはメールで配布する。なお、質問書を提出しなかった入札参加者にも配布する。
現場説明会	現場説明会は行わない。ただし、工事現場の視察を希望する者は、事前に工事発注担当部局に連絡して許可を得ること。	
入札書提出締切日	令和8年12月18日（金） 午前9時から午後5時まで	電子入札システムにより提出するものとする。

開　　札　　日	令和 8 年 12 月 21 日（月） 午前 10 時 00 分（電子入札）	桜川市役所　2 階　財政課（大和庁舎）

【紙入札（郵便入札）での入札参加について】

電子入札システム導入準備中等やむを得ない事情により、紙による入札を希望する場合は、入札参加資格確認申請期間内に「紙入札方式参加承認願（様式第 3 号）」を提出することで紙による入札参加を承諾するものとする。その場合の手続き等は上記のほか以下のとおりとする。

（１）入札参加資格確認申請

①から⑤までの書類に加え、⑥紙入札方式参加承認願、⑦ 返信用封筒（定形封筒に切手を貼り、返信先宛名を記入したもの）を桜川市役所 総務部 財政課まで持参する。

（２）設計図書の閲覧及び貸与

桜川市役所総務部財政課（大和庁舎）において設計図書の貸出しを行う。貸与期間は 1 日とする。

（３）質問の受付

軽易な内容確認を除き、質問書を財政課に持参またはメール、ファックスするものとする。

（４）質問への回答

回答は、総務部財政課からファックスまたはメールで配布する。

（５）競争入札参加資格の確認結果

返信用封筒で、郵送にて送付する。

（６）入札書の提出

入札書提出締切日までに「一般書留」又は「簡易書留」のいずれかの方法で郵送、または持参する。

（提出場所）

〒309-1293　桜川市羽田 1023

桜川市役所　財政課（大和庁舎）必着

４　入札方法等

（１）入札書は、入札書提出締切日までに電子入札システムにより提出するものとする。紙入札の場合は郵送または持参する。そのほか別紙の「電子入札の実施について」のとおりとする。

（２）入札に際しては、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等関係法令を遵守すること。

（３）落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

（４）提出した入札書の引換え又は変更は認めない。

（５）入札執行回数は、1 回とする。

（６）最低制限価格を設定している場合は、最低制限価格未満の入札をした者は、この公告の入札におけるそれ以降の入札（再度入札）には参加できない。

（７）落札者は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格の入札者とする。

（８）入札に参加した者は、入札後において、この公告、設計図書及び工事請負契約書等について、不明等を理由として異議を申し立てることはできない。

５　工事費内訳書の提示

（１）第 1 回の入札に際し、第 1 回の入札書に記載された入札金額に対応した工事費内訳書を電子入札システムにより提出すること。工事内訳書の提出がない場合や金額に対応していない工事費内訳書が提出された場合及び内容が確認できない工事内訳書が提出された場合は、失格とする。

（２）電子ファイルの容量制限等により、添付できない場合は入札書提出前に申し出たうえで、入札書提出締切日までに郵送または持参するものとする。そのほか別紙の「電子入札の実施について」のとおりとする。

（３）工事費内訳書（代価表部分を除く）の様式は任意とする。記載内容は、最低限であっても工事項目ごとに**金額、法定福利費**等を明らかにするとともに、必要に応じ品質、数量及び単価等を付記す

るものとする。
（４）工事費内訳書は、返却しないものとする。

６　入札の無効
（１）入札者が次のいずれかに該当する場合の入札は、無効とする。
ア　入札について不正の行為があった場合
イ　入札書に記載した金額その他必要事項を確認しがたい場合又は記名のない場合
ウ　指定の日時までに到達しない場合
エ　入札書を同時に 2 通以上提出した場合
オ　他の入札者の代理人を兼ね、又は 2 人以上の入札者の代理をした場合
カ　代理人が委任状を持参しない場合
キ　その他必要書類を提出しない場合
（２）　この公告において示した競争参加資格のない者の入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札及びこの公告において示した入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

７　入札保証金
免除する。

８　契約保証金
落札者は、次に掲げるいずれかの納付、または保証を付すること。
（１）契約保証金の納付
（２）契約保証金に代わる担保となる有価証券の納付
（３）金融機関又は保証事業会社の保証
（４）履行保証保険契約の締結
（５）公共工事履行保証証券による保証

９　請負契約書の作成
落札後は速やかに、桜川市建設工事執行規則（平成 17 年市規則第 42 号）第 10 条の規定による請負契約書を作成するものとする。

１０　支払方法
（１）前金払　契約金額が 500 万円以上のものを落札した者が保証事業会社との保証契約を締結したときは、請負金額の 10 分の 4 の範囲内で請求することができる。

（２）中間前払　下記の要件を満たす場合に、当初の前払金(契約金額の 10 分の 4 の範囲内)に追加して前払金(請負金額の 10 分の 2 の範囲内)を請求することができる。

1. 工期の 2 分の 1 を経過していること。
2. 工程表において、工期の 2 分の 1 を経過するまでに実施すべきものとされている作業が行われていること。
3. 出来高が 50%以上であること。
(すでに行われた作業に要する経費が請負金額の 2 分の 1 以上の額に相当するものであること)

（３）　部分払　工事の中間時に既済部分に対する代価の 10 分の 9 の範囲内で請求することができる。ただし、前金払が支払われているときは、その金額を控除した額とする。

（４）　完成払　完成検査に合格し、契約の目的物の引渡しを完了したときに政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）の定めるところにより支払うものとする。

１１　入札の中止

入札参加者が２者に満たないときは、入札を中止する。

１２　その他

（１）電子入札システムの操作方法やファイルの変換方法などについては、下記のＵＲＬを参照すること。

・いばらき電子入札共同利用
https://www.pref.ibaraki.jp/doboku/kensa/kanri/ebid/denshinyusatu-top.html

・電子入札システム操作マニュアル　- 受注者編 -
https://www.pref.ibaraki.jp/doboku/kensa/kanri/ebid/sousahouhou.html

・入札情報サービス（調達機関「桜川市」）
http://ppi.cals-ibaraki.lg.jp/ppi.html

・電子入札システム（調達機関「桜川市」）
https://www.pref.ibaraki.jp/doboku/kensa/kanri/ebid/denshinyusatu-system.html

・各ファイルの変換方法
http://ppi.cals-ibaraki.lg.jp/tool.html

１３　入札手続きについての問合先

桜川市役所 大和庁舎 総務部 財政課 管財契約グループ
電話　0296 - 58 - 5111（内線 1223・1224）
ファックス　0296 - 58 - 5115
メールアドレス　kanzai-keiyaku_g@city.sakuragawa.lg.jp